

答申書

第 1 本件の経緯

本件の審査請求人は、目黒区情報公開条例第 11 条第 1 項に基づき、「学校給食に関する業務評価報告書、学校給食に関する事故報告書、学校給食調理業務委託事業者選定委員会の設置要綱、メンバー表、議事録、議事資料、委託業者への改善要求書（上記資料の直近 3 年分、議事資料は事業評価に係る資料のみ請求）」についての行政情報の開示請求を行い、目黒区教育委員会（以下「実施機関」という。）の部分開示決定につき、審査請求をしている。

本答申は、審査請求人からの審査請求について、実施機関が令和 5 年 11 月 1 日付目教政第 1748 号により行った諮問に対する当審査会の判断である。

なお、審査請求及び当審査会による審査の経緯は、以下のとおりである（期日は、その文書の日付であることを示す）。

令和 5 年 2 月 17 日 審査請求人が実施機関に対し、郵送で行政情報の開示を請求

同月 20 日 実施機関において請求を受領

同年 3 月 6 日 実施機関において開示等の決定延長を決定

同年 4 月 19 日 実施機関において審査請求人の同意を得た上で再度の開示等の決定延長を決定

同年 5 月 19 日 実施機関が審査請求人に対して部分開示決定を通知

同年 7 月 4 日 審査請求人から部分開示決定に対する意見を申したいとの申し出を受け、実施機関において聞き取りを実施

同年 8 月 22 日 審査請求人からの意見を踏まえ、実施機関において 5 月 19 日付部分開示決定の変更を決定

同年 8 月 30 日 審査請求人が上記決定につき実施機関（審査庁）に審査請求

同年 9 月 22 日 実施機関が実施機関（審査庁）に弁明書を提出

同年 10 月 17 日 審査請求人が実施機関（審査庁）に反論書を提出

同年 11 月 1 日 実施機関（審査庁）が審査会に弁明書の写し等を添えて諮問

同年 12 月 12 日 本件諮問の審議

同月 19 日 本件諮問の審議

令和 6 年 1 月 23 日 審査請求人の意見聴取、本件諮問の審議

同年 2 月 13 日 実施機関意見陳述、本件諮問の審議

同年 3 月 5 日 本件諮問の審議

同年 4 月 16 日 本件諮問の審議

同年 5 月 14 日 本件諮問の審議

第2 当事者の主張

1 審査請求人の主張（審査請求書（一部要約））

審査請求に係る処分の取り消しを求める。

以下の審査請求の理由のほか、関係資料が添付されているが記載を省略する。

(1) なぜ毎年事故多発業者が「良好」なのか理解できない

事故件数を見ると協立給食（株）は、2020 年度 15 件（全体 40 件の 37.5%）、2021 年度 18 件（同 51 件の 35.3%）、2022 年度 10 件（同 31 件の 32.2%）と毎年ダントツの 1 位である。

特に、協立給食（株）が請け負っている中目黒小学校の事故件数は、2020 年度 8 件、2021 年度 9 件、2022 年度途中で業者が変わるまで 5 件と多く、事故内容も針金の混入、アレルギー除去食ミス、配食遅れ、配缶ミス、油流出、食材入れ忘れなど深刻なものが多い。学校の意見として「事故後も改まらない。従業員が適正配置されていないのでは。」「協力を得られない。」と悲痛な叫びとなっている。何よりも、生徒の命が危険にさらされている。しかし、2020 年度、2021 年度とも、中目黒小学校の給食調理の評価は、「良好」であり、「標準」ですらない。本来であれば、「要改善」か「不適切」であるべきだろう。なぜこうなるのか、採点経過がわからなければ闇の中であり、採点に何か加工がされているのではと思われても仕方がない。

なお、目黒区においても、次のように評価結果を公表している事例がある。

ア 目黒区でもホームページで公開している事例

目黒区文化ホール及び目黒区美術館指定管理運営評価結果報告書（令和 3 年度分）には、4 分野 22 項目合計 110 点の配分と評価結果が公開されている。例えば、目黒区文化ホールは、総得点 94.8 点（110 点満点）であるが、「保守管理が適切に行われている」は配点 5 に対し、評価は 4.0 となっているなど 22 項目のどの部分の得点が低いのがわかる。これは何ら秘密にすることではない。

イ 目黒区議会委員会で得点を資料提供

2023 年 4 月 12 日に開催された目黒区議会文教・子ども委員会で区立保育園給食業務委託業者選定結果が報告された際に、資料として二次審査対象業者の 6 項目にわたる配点・得点表が配布されており、秘密でも何でもなし。委員会では決定された業者の人件費の得点が低く、委員との質疑応答が行われている。項目別の得点が明らかになっているから議論ができたものである。

(2) 情報公開条例の解釈と運用基準を公開すべき

条例はホームページで読めるが、実際にどのように運用されているかを知らなければ行政の判断が妥当かどうかわからない。今回、該当部分だけが示されたが、運用基準の主旨など全体を知らなければ、それが正当かどうか判断できない。柏市や新宿区では、ホームページで公開していることを確認している。目黒区もそうであるべき。

2 審査請求人の主張（意見書）

以下の意見書（一部本件当事者以外の者に係る記述を省略。それ以外原文のまま。）のほか、関係資料が添付されているが記載を省略する。

(1) 業者の重大なミス引用せずアンフェアなすり替え

審査請求に添付した私の文書は「特に協立給食（株）が請け負っている中目黒小学校の事故件数は 2020 年度 8 件、2021 年度 9 件、2022 年度途中で業者が変わるまで 5 件と多く、事故内容も針金の混入、アレルギー除去食ミス、配食遅れ、配缶ミス、油流出、食材入れ忘れなど深刻なものが多い。」と具体的に指摘しています。なのに、弁明書では「配食遅れ、配缶ミス、油流出、食材入れ忘れは、生徒の命を危険に晒す程の深刻なものとは考えていない。」（弁明書 4 の(1)）とあえて針金の混入（2020 年 2 月 5 日発生）、アレルギー除去食ミス（2020 年 7 月 6 日発生）という人命にかかわる深刻な事故やミスを引用していません。相手の文章を自分の都合の良いように引用し反論するのは公正な議論は成り立ちません。事実もっと深刻です。中目黒小学校ではほかにも「食器のなかから生きている蟻が出てきた」（2021 年 5 月 20 日）、「アレルギー用青トレイの取り忘れを栄養士が発見」（2022 年 4 月 26 日）、「田舎汁のなかに金属、担任が口にした」（2022 年 6 月 6 日発生）という深刻な事故も発生しています。このような業者が毎年「良好」と判断されることが理解できません。ちなみに、世田谷区では 2022 年度にアレルギー除去食ミス（事故には至っていない）を起こした業者について事故が起こった時責任が取れないとの理由から翌年の契約は不適当と学校長が判断し他の業者に変えています（世田谷区教育委員会学校健康推進課学校給食係に確認）。目黒区では 2020 年度から 2022 年度までの 3 年間で 17 件のアレルギー除去食ミスがあったにもかかわらずどの業者も「良好」以上で契約を更新しています。重大ミスや事故を起こしても「良好」以上となれば業者は時間とお金をかけて改善しようとはしないでしょう。

各学校の評価は、125 の小項目とそれを 5 個ずつまとめた 25 の中項目で行われます。最初の開示では小項目は不開示でした。「除去食等の食物アレルギー対応が指示通りに行われている」という中項目の中の小項目は「パートを含む全従業者が食物アレルギーについて十分な知識を持ち、見落としなく、確実に対応できている。」などの 5 つであることが 8 月 22 日になってようやくわかりました。それぞれが 5 段階で評価されます。そして、中項目が 5 段階評価され、最終的には 7 つの項目と総合評価をたして学校評価点が決まります。学校運営課も別の観点から評価を行います。それらから最終的に計数をかけて優良から不適切までの 5 段階評価が行われます。非常に複雑でわかりにくい評価制度となっています。確かにアレルギー食の中項目は低得点でも他の項目で高得点ならば「良好」になる可能性はあります。しかし、中目黒小学校の調理業務を委託されている協立給食（株）について学校の事故発生報告書に次のような問題点が記載されています。

「確認を怠ったことを業者が言わなかったため校内放送までした。それらのことを事故報告書に記載しようとしないう。5名もの応援がいた人員体制に問題がある。改善策は本来やるべきこと。」(2020年9月14日)、「栄養士に報告せず洗浄して油を流失させた。」(2020年11月16日)、「12月14日の八雲小(針金が混入、やはり協立給食(株))と同じ事故。本当に点検しているのか。」(2021年2月5日)、「改善策でも再発している。会社の意識・意欲の低さと指導体制に問題があるのでは。」(2021年4月14日)、「4月14日の事故後も改まらず。従業員が適正配置されていない?」(2021年5月10日)、「委託業者に防止策の報告を依頼したが報告はなかった。理解協力を得られることができなかった。」(2021年5月20日)、「(カレーピラフにウインナー入れ忘れ)清掃時冷蔵庫に残っていることを発見」(2021年7月19日)、「(配食遅延)業者ミスを認めず。別の日に主査が通常の配食時間を確認し、ようやく認め10月4日に『状況報告書』を提出。」(2021年9月24日)、「(異物付着)今年度3回目。点検指導を依頼しても改善されない会社に委託契約を継続することに大きな不安がある。」(2021年10月12日)、「マニュアル通りにやっていない。学期始まりに確認したと報告したがやっていない。」(2021年10月25日)、「(汚れ)前日、14時45分ごろには洗浄が終了していたため、洗浄不足を懸念していた。」(2022年3月1日)、「(除去食提供できず)社員4名の人事異動が影響?」(2022年4月15日)、「(調理遅れ)一部の従業員以外焦らず」(2022年5月6日)、これは全部中目黒小学校の協立給食(株)が指摘された問題です。これだけ問題が指摘され、2022年度後半は業務を放り出してしまった中目黒小学校の協立給食(株)がアレルギー以外の部門で優秀な点を取ったとは考えられません。なぜこのような業者の評価が「良好」になるのか知る権利が区民にあると思います。

(2) 条例にも手引きにもない強引な理屈付け

弁明書で評定点を開示しない理由として「評点点を開示し受託業者が自らの評定点を知り得るとなれば、どの程度の業務内容であれば翌年度契約の随意契約候補となるかを受託業者自身で判断することが可能となる。そのことによって随意契約候補となるために必要な評価点が確保できれば、それ以上の業務努力を行わない受託業者が生じるおそれがある。」(弁明書5の(3))ことが挙げられています。2023年5月19日の最初の開示の際に非開示とされた評価細目も同じ理由でした。しかし、私が抗議すると8月22日の再開示では評価細目は開示されました。さすがに評価細目を知ることですれば手抜きをすればよいかかわかるという理屈は無理があることがわかったのでしょう。評価点についても同じように無理があります。どこに評価点がわかったら手を抜くという業者がいるのでしょうか。むしろ点数が低い項目については努力して高めようというのが普通ではないでしょうか。先に主張したようにどんな事故を起こしてもどんなに学校が不満であっても「良好」と評価してしまうことのほうが業者を怠慢にさせることになるのではないのでしょうか。

最初の開示のときに非開示とした項目の一覧と根拠となる条例の解説書が示されま

した。条例の解説書に標題がないため一体何の文書なのか質問すると「目黒区情報公開制度の運用の手引」という行政情報マネジメント課が作成した文書であることがわかりました。そのような文書があるなら目黒区のホームページに掲載し、開示請求をする区民にも知らせるべきです（新宿区はホームページに掲載）。私は条例しか知ることができないので、非開示とされてそのような内部文書によって判断されていることを初めて知りました。目黒区情報公開条例第 14 条（理由の付記等）に「実施機関は、全部又は一部を開示しないときは、書面でその理由を示さなければならない。この場合根拠が当該書面の記載自体から理解されるものでなければならない。」とあるので手引きのコピーが添付されたと思われます。しかし、手引きのコピーの該当ページに付せんが貼ってあるだけでした。今回の弁明書に記載されている業者が評価点を知ると努力しなくなるという説明は、私が説明を求めたので口頭で示されただけでした。これは明らかに条例違反です。

非開示とした根拠は目黒区情報公開条例第 7 条（行政情報の開示義務）の「(3)ア 入札予定価格、立入検査の計画、職員人事評価記録、教育指導記録又は交渉若しくは訴訟の処理方針等で、公にすることにより、区政の公正又は適切な執行を著しく妨げるおそれのあるもの」だということでした。「運用の手引き」では、「区政の公正又は適切な執行を著しく妨げるおそれのあるもの」の例としてさらに詳しく「ア 開示することにより、当該事務又は事業を実施する目的を損なうおそれのあるもの ○契約依頼書 ○各種試験問題 イ 開示することにより、反復・継続する同種の事務又は事業の公正又は適正な執行を困難にするおそれのあるもの ○工事積算単価表 ○各種立入検査実施計画書 ウ 開示することにより、特定のものに不当な利益を与え、又は区民全体の利益を損なうおそれのあるもの ○用地買収計画案 ○訴訟方針書 エ その他開示することにより、区政の公正又は適切な執行を妨げるおそれのあるもの ○職員人事異動に係る協議文」とあります。「おそれのあるもの」という表現はいくらでも拡大解釈できるので適切とは思いますが、例示された用地買収計画案などは妥当なものだと思います。しかし、学校給食業者の評価点の開示がこのどれに該当するのでしょうか。評価点を知れば業務努力を行わなくなると自ら決めつけ、それを理由に「適正な事務執行及び業務執行を確保する観点から不開示情報とすべきである。」（弁明書 5 の(3)）と条例にも運用の手引きにもない根拠づけをしているだけです。

(3) 同じ目黒区でも他の部署では評価点を公表している

私の文書で目黒区文化ホール及び目黒区美術館指定管理運営評価結果報告書がホームページで 4 分野 22 項目合計 110 点の配分と評価結果が公表されており、「これは何ら秘密にすることではありません。」と指摘したのに対し、答弁書 4 の(2)で「現在、令和 4 年度分の報告書が目黒区ホームページで公開されている事実については認める。ただし、公開されている情報は何ら秘密にすることではないとする点は不知。」としています。事実を認めるということは、同じ目黒区で部署は違いますが、事業者の評価点

配分や評価結果が公表されていることを認めたことになります。教育委員会の立場からすれば評価結果がわかれば、事業者は努力を怠るから公表しないといっているのに、他で公表していることを認めるというのは、教育委員会の非開示の判断が誤っていることを認めたことになりませんか。同じく目黒区議会文教・子ども委員会で区立保育園給食業務委託業者選定結果の報告で、配点・得点表が資料として配布されたことも弁明書の4(3)で「事実については認める。その事実以外は不知。」とあるもの同様に誤りを認めたことになるのではないのでしょうか。

(4) 内部文書を非開示の理由にするのは二重の誤り

8月22日の部分開示決定通知書に5月19日の決定通知書にはなかった新たな理由が加わりました。「なお、評価点については、『業務改善提案型契約方式実施要領』項番10(2)の規定に基づき不開示情報とするもの。」(部分開示決定通知書(変更))というのです。示された実施要領には「受託業者に総評価点は知らせないこと」とあるのが根拠です。これには問題が2つあります。第1の問題は、5月19日の最初の非開示決定時になぜ示さなかったのかということです。後追いで根拠を追加することは、後出しじゃんけんのようでフェアではありません。問題の第2は総評定点の開示そのものを争っているのに内部文書で出さないことになっているからというのは根拠にはなりません。内部文書がそうになっていること自体を争っているわけですから。これが認められるのであれば、条例は不要で自分の勝手にどんな規則でも作ることができることになります。

(5) まとめ

他区では、契約更新を打ち切りとなる重大なミスを起こした業者でも「良好」と判断される目黒区の判断基準と判断経過を知ることが、児童・生徒の安全を守るために区民としての当然の権利です。判断基準の一部は、追加開示されましたが、肝心の評価点が不開示のままでは妥当性の判断ができません。開示すべきです。教育委員会の憶測から非開示とすべきと判断しただけで、目黒区情報公開条例にもその手引書にも根拠が見当たりません。条例の開示の原則に反しています。同じ目黒区でも他の部署では、評価項目、評価点を公開しており、何ら問題は起きていません。自ら決めた内部文書に公表しないとあるからという新たに追加された理由は非開示の理由になりえません。以上のことから各学校の業務評価報告書の判定結果、各学校の業務評価集計表の配点及び得点、学校運営課評価の判定結果、業務履行評価総括表の各評価点、総評価点等は開示されるべきです。

(6) 付言

弁明書に「不知」という言葉が2回出てきます。Goo辞書で引くと、「不知」とは、「1 知らないこと。2 知恵がないこと。愚かであること。」とあります。教育委員会は、自分が無知で知恵がなく、愚かであると宣言したと理解してよいのでしょうか。たぶん違うと思います。同じGoo辞書で「裁判用語で不知とはどういう意味か」で引くと、

「不知」とは「肯定もしないし、否定もしない。黙っていると認めたことになるので、その場合に不知といいます。」と出てきました。おそらく教育委員会には、この裁判用語の不知を使用したと思われます。しかし、私は弁護士でもなければ裁判官でもありません。いきなり不知といわれても、理解できません。弁明書が私宛ではなく審査庁の教育委員会宛てなので、このような専門用語を用いたのでしょうか、短期間に反論書を書かなければならないのは私です。一般市民が普通に理解できるように「不知」ではなく「承認できません」などわかりやすく記述すべきです。反論期間も、教育委員会が弁明書を決定（9月22日）するまで審査請求（8月30日）から23日間もあったのに、私は弁明書を受け取った日（10月6日）から反論書提出の締め切り（10月23日）まで17日しかないのもフェアではありません。

3 実施機関の主張（弁明書）

(1) 審査請求の理由についての認否

ア 事故件数について

令和3年度における協立給食（株）が18件、全体件数が51件であること、令和4年度における協立給食（株）が10件であることの実事及び協立給食（株）が令和4年度受託している中目黒小学校における事故件数が5件であることの実事については認める。ただし、事故内容は深刻なものが多く生徒の命が危険に晒されていると請求人は主張するが、配食遅れ、配缶ミス、油流出、食材入れ忘れは、生徒の命を危険に晒す程の深刻なものとは考えていない。

また、令和2年度及び令和3年度の中目黒小学校における協立給食（株）の評価結果が「良好」である事実について認める。ただし、業務評価については評価項目及び評価細目に基づき適正に行った結果であるため、採点に何らかの加工がされているのではないかとする点是否認する。

イ 目黒区でもホームページで評価点を公開している事例

目黒区文化ホール及び目黒区美術館指定管理運営評価結果報告書（令和3年度分）を挙げている。示された令和3年度分の報告書は確認できないが、現在、令和4年度分の報告書が目黒区ホームページで公開されている事実については認める。ただし、公開されている情報は何ら秘密にすることではないとする点は不知。

ウ 目黒区議会委員会で得点を資料提供している事例

令和5年4月12日開催の目黒区議会文教・子ども委員会における区立保育園給食業務委託業者選定結果に係る報告資料として、6項目の配点・得点表が配布された事実については認める。その事実以外は不知。

エ 情報公開条例の解釈と運用基準

運用基準を公開すべきとして挙げている柏市と新宿区の例について、それぞれの自治体のホームページで公開されている事実については認める。なお、目黒区におい

ても情報公開条例の解釈と運用基準をホームページで公開するべきであると主張する点は、処分庁が所掌する事項ではない。

オ 行政情報の写しの交付に係る費用の額

区が定めて告示しているものであるため、額の根拠がないとする点は否認する。

カ 各自治体の審議会答申等に挙げている事例

各自治体の審議会答申等に挙げている事例のうち、豊中市の例は、選考後は、評価割合、評価係数及び配点は開示すべきというものである。安曇野市の例は、評価項目ごとの評価点及び合計点は開示されるべきというものである。また、浜松市の例はプロポーザル方式のガイドラインにおいて、評価項目別の点数及び合計点は公開するというものである。これらの事例はプロポーザル方式による業者選定に関するものである。プロポーザル方式による業者選定は、業者が選定された時点で完結するものであって、次年度の契約や業務内容に影響が及ぶものではない。しかしながら、業務評価は評価結果によって次年度の継続契約の可否が判断されるものであって、受託業者が自身の評価点を知り得ることによって、継続契約が可能となる評価点を満たすためだけの業務しかせず、必要以上の業務努力を図らないことが懸念され、業務の質の低下が危惧される。したがって、業務評価における評価点は、プロポーザル方式による業者選定結果と同じように評定点を開示できるものとは受け止めていない。

なお、横浜市の事例はプロポーザルにおいて提出された提案書の内容の開示の可否に関する例であり、また、三重県の事例は指名競争入札における指名要件の開示の可否に関する例である。いずれの例も本件処分の評定点を不開示としたものとは性質が異なるため認否の対象としない。

キ 処分庁の部分開示決定

令和 5 年 8 月 22 日付けで、開示請求に対して部分開示決定（変更）処分を行ったことは認める。業務評価が妥当なものかを検討するために採点経過を公表すべきであり、公表が区政の公正又は適正な執行を妨げることにしないとする点は争う。

(2) 審査請求人の主張に対する意見

ア 条例第 7 条第 3 号で、区政執行に関する情報であって次に掲げるものを不開示情報と規定し、同号アでは、「入札予定価格、立入検査の計画、職員人事評価記録、教育指導記録又は交渉若しくは争訟の処理方針等で、公にすることにより、区政の公正又は適正な執行を著しく妨げるおそれのあるもの」を不開示情報と定めている。

イ 実施要領項番 10 (2) は、「受託業者には、前年度との比較等も含めて業務評価票の評価項目の中で改善された項目や評価が悪かった項目について具体的に説明し、現年度内及び次年度の改善に向け指導する。なお、その際に受託業者へ総評定点は知らせないこと。」と定めている。

ウ 評定点についてであるが、給食調理業務委託にあっては、受託業者に対しより質の高い業務内容、より高い評定点を求めるものである。評定点を開示し受託業者が自ら

の評定点を知り得ることとなれば、どの程度の業務内容であれば翌年度契約の随意契約候補となれるかを受託業者自身で判断することが可能となる。そのことによって随意契約候補となるために必要な評定点が確保できれば、それ以上の業務努力を行わない受託業者が生じるおそれがある。また、そうした受託業者が生じることは、より質の高い業務内容を求める業務改善提案型契約の考えに反し、給食調理業務の質の低下に結びつくおそれもある。よって、業務評価の評定点は、適正な事務執行及び業務執行を確保する観点から不開示情報とすべきである。

エ 以上述べたとおり、本件処分は、条例、実施要領の定めに基づくものであり、それらに反する内容及び不当な点はない。

したがって、本件請求は理由が存在しないため速やかに棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

審査請求人は、「審査請求に係る処分の取り消しを求める。」とし、審査請求の理由として様々な主張がなされているが、当審査会の所管事項は、本件に即していえば「学校長及び学校運営課の評価点・総評価点等の不開示部分の開示」であるから、以下その点を検討する。

審査請求人は、中目黒小学校で給食の提供に関し事故を生じさせている委託事業者の評価がなぜ「良好」であるかの経過を開示すべき理由として、目黒区保育園給食業務委託業者等の目黒区における他の事業における評価点の公表の例、他自治体における評価点の公表の例をあげて、学校及び学校運営課が行った給食調理に係る委託の評価点・総評価点を開示すべきであると主張している。

他方で、実施機関においては、業務改善提案型契約方式実施要領 10(2)の「受託業者には、前年度との比較等も含めて業務評価票の評価項目の中で改善された項目や評価が悪かった項目について具体的に説明し、現年度内及び次年度の改善に向け指導する。なお、その際に受託業者へ総評定点は知らせないこと。」という内規に基づき、条例第7条第3号アに規定する区政執行に関する情報として不開示とした。

実施機関が不開示とした「内規」は行政機関内部を拘束するルールに留まり、区民等を拘束するものではなく、「内規」を情報公開請求に対する不開示決定の基準とすることはできない。

また、実施機関は、当該内規を定めた契約担当所管（区長部局）が総評価点を知らせない理由として「受託業者が自らの評定点を知る状況となった場合には、どの程度の業務内容で評価点を充足するかがわかると業務努力を行わない受託業者が生じ、適正な事務執行及び業務執行の確保ができなくなる」と主張するが、評価点を知ることで直ちに業務努力が行われなくなると当然にいえるかについては疑問の余地があり、不開示理由として不十分である。

評価方法に関し実施機関に確認したところ、学校長及び学校運営課が行う評価は、評価項目に記載の判定基準に基づき絶対評価を行った上で、各学校の事業者やこれまでの事業者

の委託の履行状況等も踏まえ、総合的な評価を行っているとのことである。

この場合、不開示部分を開示すると学校長の評価が明らかになり、委託事業者が評価に対する不服や批判を評価者に向ける可能性を否定できず、そうした負担を極力回避したいという心理的圧迫感から、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるなど、条例第 7 条第 3 号アの区政の公正又は適正な執行を著しく妨げるおそれがあるといえなくもない。

しかし、当審査会が実施機関に「学校長及び学校運営課の評価点・総評価点等の不開示部分の開示」をした場合に生じる他の不利益等の有無について説明を求めたところ、実施機関からは前述の内規を根拠とする説明以外に特段の説明はなかった。

そこで、当審査会が対象文書の不開示部分をインカメラ方式で確認したところ、他に区政の公正又は適正な執行を著しく妨げるおそれのあるもの、その他の不開示情報（個人情報、区政執行情報又は法令秘情報（条例第 7 条各号））は含まれていなかった。

以上から、当審査会は、中目黒小学校に関する評価点・総評価点の不開示（＝黒塗り）部分については、区政の公正又は適正な執行を著しく妨げるおそれのあるものとは認められないものと判断する。

第4 審査会の結論

以上の理由により、中目黒小学校に関する評価点・総評価点の部分については開示すべきである。他方、審査請求人が主張するように全ての学校について評価点の開示を行うことは、学校給食に係る業務評価制度の全般に係る取扱い変更となる可能性がある。その場合は区としての議論が必要で、本審査会の権限を越えるものであるため、その余の請求については審査対象としない。

第5 その他

諮問に対する当審査会の結論は以上のとおりであるが、審査請求人が「審査請求の理由」で主張するその他 3 点について、次のとおり付言する。

(1) 目黒区情報公開条例に係る審査基準等の公表

審査基準について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 3 項は、行政上特別の支障があるときを除いて、審査基準等を備付けその他の適当な方法により公にすることを求めており、情報公開担当所管課（行政情報マネジメント課）において速やかに公表すべきである。

なお、令和 6 年 1 月 15 日から区公式ウェブサイト、「情報公開条例に基づく処分に係る審査基準」を掲載したとの報告を、情報公開担当所管課から受けている。

(2) 弁明書等で使用する用語

弁明書における「不知」の用語は、裁判の中で使用されることはあるものの、日常的な用語ではない。

弁明書といえども、誰もが理解できる平易な言葉を使用する等の配慮がされるべきである。

(3) 不開示理由の理由付記

審査請求人によると、部分開示決定の理由の付記について、目黒区が作成した情報公開の手引の書面コピーを添付し、該当部分に付せんが貼付された状態で手渡されたとのことである。

情報公開における不開示理由については、開示しない根拠条文を示すだけでなく、なぜ当該根拠となる規定を適用するに至ったかを、書面により示さなければならない。

各実施機関においては、情報公開条例に基づく制度が適切に運用されるよう、開示しないことの理由の付記は具体的な説明により行うことに留意すべきである。

以 上

2024 年（令和 6 年）6 月 28 日

目黒区情報公開・個人情報保護審査会

会 長 中島 徹

副会長 柏崎 敏義

委 員 巻 美矢紀